

令和元年(ワ)第21824号 国家賠償請求事件

原 告 デニズ・(閲覧制限)

被 告 国

準備書面(9)

令和4年5月9日

東京地方裁判所民事第1部合1係 御中

被告指定代理人	山 口 友 寛	
	伊 藤 修	
	清 水 俊 幸(代)	
	小 林 真 由 美(代)	
	迎 雄	
	岩 崎 智 弥(代)	
	蒲 地 康 成(代)	
	堀 部 知 希(代)	
	宮 崎 喜 昭(代)	

被告は、本準備書面において、原告の令和4年3月15日付け第7準備書面（以下「原告第7準備書面」という。）に対し必要と認める限度で反論する。

なお、略語等は、本準備書面で新たに用いるもののほかは、従前の例による。

## 第1 原告の主張

原告は、処遇規則41条の4と刑事施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「刑事施設収容法」という。）164条4項とは共通の目的・仕組みを持つとした上で（原告第7準備書面1及び2ページ）、同項は、「矯正管区の長は、前条第1項に規定する事実があったことを確認した場合において、必要があると認めるときは、同様の行為の再発の防止のため必要な措置その他の措置をとるものとする。」と規定しているから、処遇規則41条の4の「必要な措置」には、刑事施設収容法164条4項にいう「同様の行為の再発の防止のため必要な措置その他の措置」が含まれ、本件不服申出に対する措置として、入国警備官Aに対する違法・不当の宣告、人権教育、配置転換、懲戒処分のほか、賠償、リハビリテーション、事実の検証、公式の謝罪等をするべき作為義務があり、これらの作為義務を怠った「違法」があると主張するようである（原告第7準備書面5ないし12ページ）。

## 第2 被告の主張

### 1 国賠法1条1項の「違法」が認められないこと

#### (1) 国賠法1条1項の「違法」の意義

被告準備書面(1)18ページで述べたとおり、国賠法1条1項の「違法」とは、公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背することをいう。

したがって、公権力の行使に当たる公務員の行為が国賠法1条1項の適用

上「違法」と評価されるためには、当該公務員が損害賠償を求めている国民との関係で個別具体的な職務上の法的義務を負担し、かつ、当該行為がその職務上の法的義務に違反してなされた場合でなければならない。すなわち、国賠法1条1項の「違法」と評価される職務上の法的義務違反は、公法上の義務違反があるだけでは足りず、個別の国民に対して負う職務上の義務違反でなければならない。

これを公務員の不作為についてみれば、当該不作為が国賠法1条1項の適用上「違法」とされるためには、その不作為によって損害を受けたと主張する特定の国民との関係において、当該公務員に職務上の権限を行使すべき法的義務（作為義務）が存在し、かつ、その作為義務に違反してその職務行為を行わなかつたという関係が存在することが必要である（山下郁夫・最高裁判所判例解説民事篇平成7年度（下）・597ページ）。

## （2）作為義務の内容

処遇規則41条の4は、所長等が被収容者の不服の申出に理由があると判定したときに加えて、出入国在留管理庁長官が同判定の異議に理由があると裁決をしたときに、所長等が必要な措置を講じる旨を規定している。

必要な措置は、理由ありとされた被収容者の不服を必要な範囲で改善するために行われるものである。しかし、被告準備書面(5)（22ページ）で述べたとおり、必要な措置の内容に係る判断は、各施設の管理運営を熟知し、その責任を担う所長等の合理的裁量に委ねられていると解することが相当である。

このような制度であることから、必要な措置としては、職員に対する指導、現在継続している措置の取消し、撤廃、変更（隔離（処遇規則18条）の場合等）、具体的な措置の実施（傷病者の措置（処遇規則第30条）等）、違法・不当な措置があった場合の入国警備官に対する懲戒処分、刑事告発等の幅

広い対応が考えられるが、どのような措置を講じるかという選択は、理由ありとされた被収容者の申出に応じて、所長等が、事案に応じて、その裁量により決定するものである。

## 2 東日本センター所長の措置に国賠法上の違法はないこと

前記1で述べたとおり、処遇規則41条の4における「必要な措置」の内容に係る判断は、所長等の合理的な裁量に委ねられているのであり、被告準備書面(1)25及び26ページ、被告準備書面(2)3及び4ページで述べたとおり、東日本センター所長は、処遇部門首席入国警備官に対し、注意喚起をするとともに、再発防止に努めるよう指示をしたのであり(乙20)、必要な措置を行っている。

したがって、東日本センター所長は、必要な措置を講じており、作為義務に違反して職務を行わなかったという事情がないことから、同措置について国賠法上の違法はない。

原告は、前記のとおり原告の求める措置を執らないことが違法であると主張するが、本件において、理由ありとされた申出に照らして、当該措置を執らないことが、前述した合理的裁量を逸脱し、又はこれを濫用するものであることを根拠づける事情は認められないであって、原告の上記主張には理由がない。

以上

## R1w21824 国家賠償請求事件 国賠法上の違法事由の整理(R4.1.21作成)

違法事由	映像	原告準備書面の該当箇所	被告準備書面の該当箇所
1 有形力の行使			
{1}-1 居室内において、入国警備官らが、原告の四肢及び頭を掴み、持ち上げて、原告を処遇室に連行した行為（運び出し行為）	乙12③:1:10~5:15頃	第2準備書面第4(19~26p)、第5準備書面第4、5(13~25p)、準備書面(3)第3の1(1~17P)準備書面(7)第2の2(3~4P)	準備書面(1)第4の5(3)24、26P準備書面(3)第3の1(1~17P)準備書面(7)第2の2(3~4P)
{1}-2 処遇室内で原告に戒具（手錠）を後ろ手にする形で使用した行為	乙12③:6:00頃以降	第2準備書面第5(26~36p)、第5準備書面第5の1(25p~28p)、準備書面(3)第3の2(17~22P)準備書面(7)第2の3(4~5P)	準備書面(3)第3の2(3)17~24P準備書面(8)第5の2(13~14P)
{1}-3 処遇室内で原告を制圧し、縛継した行為	乙12③:5:25~14:20頃	第2準備書面第5(32~49p)、第5準備書面第5の2(28~33p)	準備書面(3)第3の2(3)17~24P準備書面(8)第5の2(13~14P)
{2} 処遇室において、入国警備官らが、原告に手錠を掛けた後、原告の口を手で塞いだこと	乙12③:7:30~7:36頃	第11準備書面第2の2(17,18p)、第2準備書面第6(05~46~49p)、第5準備書面第5の4(2)(30p)	準備書面(4)第4(5)22P準備書面(3)第3の4(2)4(5)27、28P準備書面(7)第2の4(5P)
{3} 処遇室において、入国警備官Aが右手の親指で原告の左額の下を突き上げたこと	乙12③:8:17~8:41頃	第2準備書面第6(0)5(36~48p)、第5準備書面第5の0(3)(28~29p)	準備書面(1)第4の4(3)20、21P準備書面(3)第3の4(2)7(7)25、26P準備書面(7)第2の5(15~7P)
{4} 処遇室において、入国警備官Aが、原告の左腕（肘）を押さえつけたこと	乙12③:9:05~9:26頃	第2準備書面第6(0)5(36~48p)、第5準備書面第5の1(3)(30~32p)	準備書面(3)第3の4(2)4(7)25、26P準備書面(7)第2の6(7、8P)
{5} 処遇室において、入国警備官Aが、原告の背骨付近の肉に指をねじ込んだこと	乙12③:10:00~10:13頃	第2準備書面第6(0)5(36~48p)、第5準備書面第5の0(4)(3)(33p)	準備書面(3)第3の4(2)4(7)26、27P準備書面(7)第2の7(9、9P)
{6} 処遇室において、入国警備官らが後ろ手で手錠を掛けられている状態の原告の腕を上（頭部）の方向に締め上げたこと	乙12③:11:35~12:55頃	第2準備書面第6(0)5(36~48p)、第5準備書面第5の0(3)(28~29p)	準備書面(1)第4の4(3)20、21P準備書面(3)第3の4(2)7(7)26~27P準備書面(7)第2の8(9、10P)
2 本件隔離措置が講じられたこと		第3準備書面第1(1~13p)	準備書面(1)第4の5(22~25P)準備書面(5)第1(3~20P)準備書面(8)第4(10~12P)
3 法務省入国者収容所東日本入国管理センター所長が被取容者処遇規則41条の4で定める「必要な措置」を講じなかつたこと		第3準備書面第1(14~20p)、第6準備書面第2の3(4~5p)、第7準備書面	準備書面(1)第4の6(25、26P)準備書面(2)第2(3,4P)準備書面(5)第2(21~25P)準備書面(9)

※有形力の行使、隔離措置のいずれも、要件が充足しているかの部分では、共通して、本件居室内での原告の暴行の有無、抵抗態様、原告の処分区等が問題となるが、この部分は重複になりやすいため、該当箇所